

## 応用超電導コンソーシアム（AISupercoN）運営会則

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17 規程第 44 号）に基づいて設置する、応用超電導コンソーシアム(AISupercoN)の運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

制定 令和 6 年 4 月 1 日

最終改定 令和 6 年 6 月 2 1 日

応用超電導コンソーシアム（AISupercoN）事務局

### 第 1 章 総則

#### （設置）

第 1 条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）エネルギー・環境領域省エネルギー研究部門に、応用超電導コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。

#### （目的）

第 2 条 本コンソーシアムは、高温超電導材料に関する新物質探索、線材製造技術、強磁場超電導マグネット、核融合・加速器技術、医療用 MRI、分析用 NMR、超電導発電機等のパワー応用等に係る省エネ技術、並びに、超高感度磁気センサー-SQUID デバイス、量子コンピュータ基盤技術等、超電導技術や、高圧ガス、極低温冷凍冷却技術に関連するあらゆる産業分野において、川上から川下の産業とアカデミアが連携することで、超電導技術による社会イノベーションを加速することを目的とする。また、これら活動を通じ、産総研と産業界が新たな価値を創出すると同時に会員相互の情報共有と対話の場（機会）を提供することで、次代を担う産業人材の育成を目指す。

#### （事業）

第 3 条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 超電導技術に関する最新情報の収集及び会員間での共有
- 二 超電導技術及びその関連技術に関する講演会の開催等による情報提供・技術交流の実施
- 三 超電導技術に関するプロジェクト研究立案等に向けた技術交流会の開催
- 四 外部講師を招聘した超電導関連技術セミナー、研究会、講演会の開催
- 五 超電導スクールの開催

六 将来の社会像から要求される超電導技術に関する調査検討

七 その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業の推進

## 第2章 会員

(会員)

第4条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、本会に参加して本事業の推進を図る者で、次条第1号に基づき入会を承認された次の各号に掲げる者（以下「会員」という。）で組織する。

- 一 会員Iは、本コンソーシアムの目的に賛同して入会した産業界の法人及び産総研とする。
- 二 会員Jは、本コンソーシアムの目的に賛同して入会した産業界の中小企業法人とする。
- 三 会員Aは、本コンソーシアムの目的に賛同して入会した大学又は公的研究機関の研究者個人及び第7条に定める会長が特に認める者とする。

(会員の入退会等)

第5条 本コンソーシアムの会員の入会、退会等は、次の各号のとおりとする。

- 一 入会を希望する者は、所定の申込書を会長あてに提出し、会長の承認を得なければならない。
- 二 会員が本コンソーシアムを退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに提出しなければならない。この場合、退会以前に納付した第14条第1項に定める会費は返還しない。また、会費の未納又は不足がある場合にはこれを完納しなければならない。
- 三 会員が会員の種類を変更しようとするときは、その理由を付した変更届を会長あてに提出し、承認を得なければならない。この場合、会員の種類の変更以前に納付した会費は返還しない。また、会費の未納又は不足がある場合にはこれを完納しなければならない。
- 四 会員は、会員名、住所、連絡代表者名、その他、本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。
- 五 会員が次のいずれかに該当する場合、会長は当該会員から事情の聴取を行い、運営委員会にて協議の上、会長がこれを除名することができる。
  - イ 相当の理由なくして会費の滞納があるとき。
  - ロ 本コンソーシアムの目的を逸脱した行為のあったとき。
  - ハ 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき。
  - ニ 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。
  - ホ 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においても改善されないとき。

(会員の権利・義務)

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 会員Iは、総会に参加でき、議決権を有する。なお、議決権は、1法人につき1とする。
- 二 会員Jは、総会に参加でき、議決権を有する。なお、議決権は、1法人につき1/3とす

る。

三 会員 A は、総会に参加できるが、議決権を持たない。

四 本事業のうち各会員が参加できるものは、会員の種類に基づき運営委員会が決定する。

2 会員は、次の各号の義務を負う。

一 会員は、第 14 条第 2 項に規定する会費を負担するものとする。

二 会員は、本会則、その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程並びに総会及び運営委員会の決定事項を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。

### 第 3 章 役員及び事務局

#### (役員)

第 7 条 本コンソーシアムに、役員として、会長、副会長、監事を置く。

2 会長は、産総研に所属する職員のうち産総研省エネルギー研究部門長が指名した者とし、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。

3 副会長は、産総研に所属する職員のうち産総研省エネルギー研究部門長が指名した者とし、会長に事故あるときは、会長に代わり職務を代行する。

4 監事は、会長が会員から選出し、総会が承認した者とし、本コンソーシアムの会計監査を行う。

5 役員任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

#### (顧問)

第 8 条 会長は、本コンソーシアムの運営全般にわたり、学問的あるいは行政的立場から助言を与える顧問置くことができる。

2 顧問は、会長が指名する。

#### (運営委員会)

第 9 条 本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、本コンソーシアムの円滑な運営に必要な事項を協議し、決定する。

3 運営委員会は、会長、副会長、監事、及び会員 I で構成する。

4 運営委員会は、会長、監事又は会員 I のいずれかの要求で開催され、委員長は、会長が務める。

5 運営委員会は、必要と認めるときは総会に議案を提出することができる。

6 運営委員会は、第 12 条に定めるワーキンググループを設置できる。

7 運営委員会の事務は、次条に定める事務局が行う。

8 会長は、必要な場合、会員 J 及び会員 A を運営委員会に招へいし、意見を求めることができる。

(事務局)

第10条 産総研エネルギー・環境領域連携推進室に本コンソーシアムを運営するための事務局を置く。

- 2 事務局は、産総研職員等が務める。
- 3 事務局に、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、事務局員の内、会長が指名する者とする。
- 5 事務局長は、事務局の業務を総括管理する。
- 6 事務局は、次の各号の業務を行う。
  - 一 会員及び入会希望者の入退会業務
  - 二 本コンソーシアムの事業計画案の策定業務
  - 三 本コンソーシアムの会員及び関連機関との連絡調整業務
  - 四 本コンソーシアムの出納管理業務
  - 五 本事業の実施に係る業務
  - 六 総会、運営委員会等の準備、運営に関する業務
  - 七 ワーキンググループの設置及び運営に関する補助業務
  - 八 その他、本コンソーシアムの運営に必要と認められる業務

第4章 総会及びワーキンググループ

(総会)

第11条 会長は、原則として毎年度1回総会を開催する。

- 2 総会の議長は会長が務める。
- 3 総会は、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を議決する。
  - 一 事業計画及び第14条に規定する運営費に係る収支予算の承認
  - 二 事業報告及び第14条に規定する運営費に係る収支決算の承認
  - 三 監事の承認
  - 四 本コンソーシアムの設置期間の延長
  - 五 その他、運営に関する重要事項
- 4 総会は、議決権を有する会員の過半数以上の出席をもって成立し、提出議案は議決権を有する出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面提出をもって、議決権を行使することができる。
- 6 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 7 総会の事務は、事務局が行う。

(ワーキンググループ)

第12条 本事業を遂行するため、本コンソーシアムにワーキンググループを設置すること

ができる。

2 ワーキンググループは、会長が必要と認めるとき、又は、会員 I の発議により設置することができる。

3 ワーキンググループの設置を希望する会員 I は、ワーキンググループの名称、活動内容、設置理由、参画予定者、その他必要な事項を、事務局に文書で申請する。

4 ワーキンググループの設置の可否は、運営委員会で決定する。

5 会員はワーキンググループに参画することができる。

6 ワーキンググループへの参画を希望する会員は、書面で事務局あてに申込まなければならない。

7 ワーキンググループに参画する会員は、ワーキンググループ設置に関する運営委員会の決定事項を遵守し、目的を達成するため活動に協力するものとする。

8 ワーキンググループの運営は、運営委員会が行い、ワーキンググループの運営に必要な事項は運営委員会で定めるものとする。

9 ワーキンググループの事務は、事務局が行う。

## 第5章 会計

(会計年度)

第13条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、本コンソーシアムの設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。

(運営費等)

第14条 本コンソーシアムの運営に必要な費用は、会員からの会費をもって充てる。

2 会費は会計年度毎に次の各号に定める額とする。

一 会員 I 30万円(消費税を含む。)、但し産総研は無料とする。

二 会員 J 10万円(消費税を含む)

三 会員 A 無料

3 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行おうとする場合には、運営委員会で協議し総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第15条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

2 事務局は、当該会計年度の収入及び用途並びに経理状況について、監事の会計監査を受ける。

3 事務局は、監事の会計監査を受けたのち、当該会計年度の収入及び用途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。

4 運営委員会は、当該会計年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。

## 第6章 秘密情報及び知的財産権の取扱い

### (情報の取扱い)

第16条 事務局又は会員は、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示される情報を、本事業の目的のために、他の会員に開示することができる。

2 会員は、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取扱いを定めるものとする。(知的財産権の留保及びその取扱い)

第17条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産(産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの)に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

2 前条第1項により開示された情報に基づいて会員が発明等を為したときは、当該会員は、ただちに運営委員会に通知するものとし、その取扱いを協議により決定する。

3 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等を為した場合の取扱いは、当該秘密保持契約等の定めるところによる。

## 第7章 輸出管理

### (輸出管理)

第18条 会員は本コンソーシアムにおいて提供又は開示(以下、あわせて本条において「提供等」という。)を受けた貨物、情報及び資料(複製物を含む。)を、輸出又は外国における提供若しくは非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付4貿局第492号。)の1(3)サ①、②又は③に該当する居住者への提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

## 第8章 補則

### (解散)

第19条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの目的が達成されたと認められる場合、運営が困難となった場合その他解散が妥当と認められる場合に、会長が総会の議決を得てこれを行うものとする。

### (会則の改廃等)

第20条 本会則の改廃は、運営委員会の協議を経た後、総会の議決を経てこれを行うもの

とする。

(設置期間)

第21条 本コンソーシアムの設置期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、総会において事業の継続が議決された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

(協議)

第22条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会の協議をもって、円満にこれを解決するものとする。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

令和6年6月21日 総会において、本コンソーシアムの英文表記を変更、会員種別の名称を変更(第4条、第6条、第9条、第12条、第14条)、設置期間に関する第21条を変更。この会則は6月21日から施行する。

令和6年6月21日 総会において、本コンソーシアム設置期間(第21条)を、令和9年3月31日とし、少なくとも3年間、事業を継続することとした。(1年ごとに更新)